

【返戻金制度】

弊社から紹介した求職者が退職した場合、下記の返礼制度を適用する。

- (1) 求職者が入社する前に退職した場合：紹介手数料の 100%を返金。
- (2) 求職者が入社日から起算し 14 日未満で退職した場合：紹介手数料の 100%を返金
- (3) 求職者が 入社日から起算し 90 日未満で退職した場合：紹介手数料の 50%を返金。
- (4) 求職者が 入社日から起算し 180 日未満で退職した場合：返金 30%を返金。
- (5) 求職者が入社日から起算し 180 日以上の就業をした場合：返金なし。

(1)～(4)の制度を適用する場合は、求職者からの通知とともに、①本人直筆の退職届②雇用保険または社会保険の資格喪失の証明書、またはそれに類する求職者の退職が確認できる書類、の提出をもって手続きを行う。

ただし、有料職業紹介の承諾後、内定者に対する求人者の責による契約のキャンセル、または勤務開始後の求人者の責に帰すべき事由による解雇に関してはこの制度は適用外とする。